



都議会民主党 REPORT

<http://www.togikai-minsyuto.jp/>

2012.8 葛飾区版

発行 都議会民主党政策調査会 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
Tel.03-5320-7230 Fax.03-5388-1784 E-mail:seisaku@togikai-minsyuto.jp

原発稼働の是非を住民投票で問うべきと、32万人を超える都民から直接要求されていた条例案は6月20日都議会本会議で否決されました。

都議会総務委員会副委員長、民主党総務部会長として条例制定にゼンリョクを取り組んでまいりましたさとう由美都議の総務委員会での発言(Q)、行政側答弁(A)の概要をご紹介します。

民意問えず！

原発都民投票条例

東京電力柏崎刈羽、福島第一、第二原発稼働の是非を都民が「賛成・反対」の○印を記入して投票するもの

さとう由美 都議 条例制定にゼンリョク

都民投票は都民が議論と意思表示をする重要な機会

都議会総務委員会(平成24年6月15日)

△エネルギー政策の位置づけ

Qさとう由美 都は原発再稼働の是非は専ら国の問題としています。しかし、都内の総生産が90兆円を超える東京が、そのエネルギーをどこから確保するかという計画を立てるのは本来自治体の観点からも必要では?

A計画調整部長 東日本大震災後の社会経済状況の変化を踏まえ、都は昨年12月に新たな長期ビジョン「2020年の東京計画」を策定、エネルギー政策を都政における最重要課題のひとつとして位置づけ、都内産電力300万キロワット創出プロジェクトを打ち出しました。

Qさとう由美 エネルギー政策は専ら国の問題というわけではなく、自治体としての政策課題であることは明らか。大阪市では、原子力中心から多様な

エネルギー源への転換に向けてエネルギー戦略会議を立ち上げています。東京都のエネルギー源のあり方の方向性は?

A計画調整部長 原子力を含め、エネルギー問題は国家発展のかなめ、いかなるエネルギーをどれだけ確保するのか政府が責任をもって計画し、基本戦略を策定すべきだと認識しております。

原子力の危険性について「石原知事のセンチメント」として報道されていますが、安全に向けての検討すら一蹴されているのが今の状況。リスクを直視することを避け、目の前にある危機を前にしてするべきことをやらないこと、これをもって石原知事はセンチメントと呼んでいますが、これは、そのまま石原知事のセンチメントといって非難されるべきではないでしょうか。

さとう由美の視点



△都民も当事者として原発を考える

Qさとう由美 自治体として原発に対して厳しい態度をとつてこなかったことも、福島の事故を招いた一つの原因ではないかと改めて反省するところでは。昨年電力消費のピークを乗り切ったのは、電力の使用制限令とともに、各住民・企業の節電努力です。電力のサービスは電力会社の努力だけではなく、住民・企業の理解と協力なしには維持できません。だからこそ、当事者である都民みずからが判断を示したいと考えるのは当然です。今まで議論も意見を表明する機会がなかったからこそ、都民投票を求めて直接請求をされたと認識しています。

知事は今回の条例案の投票対象に疑義があるとの反対意見を付していますが、投票対象については制限がないとするのが通説です。

都の意見書には、都民が利害当事者という視点からの意見が付されていないが見解は?

A自治制度改革推進担当部長 原発は我が国的主要な電源の一つであり、その稼働の是非は我が国に大きな影響を与えるものです。一自治体の住民投票にはなりません。

エネルギー政策におけるエネルギー源のあり方、原発再稼働など自治体で議論が十分になされておらず、実際、原子力の安全性の対策もすすまない現状がある中、都民みずからが当事者として意思表明ができないのが現状です。

都民1人1人が議論と意思を表明し、その責任を引き受けしていくという観点から出された直接請求です。改めて都民投票条例の制定、そしてその実施は今の東京都の重要な課題に対しての解決を提示する機会であると考えます。

さとう由美の視点

△原子力の安全性の確保を求める

Qさとう由美 原子力の問題は、エネルギー政策側面からの電力政策といった政策枠組みの組み上げとともに、環境公害対策における放射線の被害からの災害対策、あるいは危機管理における原子力安全政策があるが、都はどう取り組むのか?

A計画調整部長 専門的な知識も踏まえ、理性的かつ冷静に対応すべきであると認識しております。

Qさとう由美 平成19年の中越沖地震で柏崎刈羽原発が被災したが、安全性確保のため都は自らが緊張感をもって危機管理に取り組むべきではなかったか?

A政策部長 都は東京電力に出火や放射性物質の漏えいなどの原因究明、安全対策、電力の安定供給を要請しました。

さとう由美都議、都議会民主党を代表して修正案提出趣旨説明

6月14日には、請求代表者の方から、自分たちの社会と未来に対する責任を痛感しやむにやまれず行動したと、意見陳述がありました。

32万人を超える都民のみなさんが、東京電力の原子力発電所の稼働の是非に意思表明を求める都

民投票条例を提出したその熱意と行動に敬意を表すものです。

今回の福島第一原子力発電所事故のもと、都民が当事者として原発の再稼働の是非について意思表明をする場はあってしかるべきです。



都政相談 随時受付中!

ひとり一人の声を
カタチに

ご意見・ご要望をお寄せください

Fax 03-5671-2478



さとう由美 東京都議会議員事務所

〒124-0025 葛飾区西新小岩1-6-3-3F Tel 03-5671-2477
E-mail info@satoyumi.jp URL <http://www.satoyumi.jp>

昭和47年東京生まれ。都立戸山高、京都大学法学部卒。
弱者の法律問題解決を支援10年。
日本司法支援センター(法テラス)勤務を経て平成21年都議初当選。
現在、都議会総務委員会副委員長、犯罪被害者等支援PTT事務局長。民生・児童委員審査会委員、オリンピック・パラリンピック招致特別委員会委員。

あゆみ

防災

帰宅困難者対策条例、都に主体的取り組みを求める

一時滞在施設での都の責任を明確に

Qさとう由美 3.11の時、駅の周辺に滞留者が集まる中、路上や屋外で被災した方々が保護を求められる一時滞在施設は非常に重要。12条では、区市町村と事業者の責務が規定されていますが、都の責務をまず明らかにすべきだと考えますか？

A総合防災部長 都は発災時に帰宅抑制の必要性を判断。一時滞在施設確保に向けて、区市町村は一時滞在施設の指定と民間事業者と協定締結します。事業者は都や区市町村からの求めに応じて共助の考え方のもと、可能な範囲で一時的に待機する場所、飲料やトイレ等を提供する役割を担っています。

Qさとう由美 一時滞在施設は一義的に都の責任のもとで開所されるものなので、事業者にスペースを求めるのみならず、毛布、飲料水の備蓄まで求めるのは問題。都が負担すべきでは？

A総合防災部長 官民の協力が不可欠であることから、必要を認めた場合に支援を行う旨を条例に規定しております。

Qさとう由美 一時滞在施設での事故の場合の責任は？

青少年健全育成

子どもを中心に総合的・体系的施策を

Qさとう由美 都は青少年の健全育成に関しての施策をどのような考え方のもとで進めていくかという観点が重要と考えますが、平成24年度予算の観点は？

A青少年対策担当部長 若年者自立支援のために、東京都若者総合相談（若ナビ）の運営、ひきこもり等の支援に、東京都ひきこもりサポートネットを運営、非行少年の立ち直り支援に、就労支援や学習支援等を行うワンストップセンター（ひあすぽ）の運営等をすすめています。

子どもは生まれた時から高度で複雑化された社会の中で成長していきます。

青少年、子どもと若者の健全な育成社会をつくるには、子供たちを虐待や薬物など危険な環境にさらさないこと、そして、いじめや不登校、ニートなどからの立ち直り、回復を支えること、この両方の面からの取り組みが必要です。

さとう由美的視点

A総合防災部長 今後検討をすすめ、一時滞在施設のガイドラインに盛り込みます。

Qさとう由美 施設スペース所有が民間であるとしても運営は都が責任を負うものではないか？

A総合防災部長 都は国との協議会を平成23年9月に発足させ、社会全体で取り組む帰宅困難者対策の議論をすすめてまいります。

首都直下型地震が起きた時には、水道、電気、トイレなどライフラインがどこまでもっているのか、傷病者の数は、など様々なリスクを考え、都は主体的にその責任を果たしていくべきです。有事の際には都が責任を持って対策に当たる、これが大前提です。安全保障や社会保障、こうしたことの取り組みなくして、国家、自治体の役割はないと考えるからです。

さとう由美的視点



犯罪被害者支援

支援の拡充に向けて

相談しやすい窓口とネットワークを

Qさとう由美 被害者支援都民センターの協力のもと、区市町村職員を支援の現場に派遣し、その経験をふまえて各区市町村に事業を立ち上げることを提案してきました。拡充の状況と施策は？

A人権部長 平成24年度には都内すべての区市町村で相談窓口が設置される見込みです。

Qさとう由美 先駆的な取り組みをしている区市町村とそうでない区市町村が情報を共有するような情報連絡会の実施などが必要だが？

A人権部長 被害者支援都民センターの総合相談窓口の協力を得て、研修や情報交換等を行い、犯罪被害者等支援連絡会の場を活用しています。

Qさとう由美 被害者は様々な手続をしなければならず、あらゆる側面からの支援が必要ですが、被害者支援都民センターにすべての人が相談にいくわけではありません。混乱している中、あらゆる窓口に駆け回ることは大変難しい。だからこそワンストップで支援を受けられ、どの窓口にいったとしても必要な支援にたどり着けるネットワークが必要ですが？

A人権部長 都では東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会のほか、民間を主とする犯罪被害者等支援を進める会議、警視庁には東京都犯罪被害者支援連絡会を開設しており、支援機関相互の連絡体制を整えネットワークとしての機能を発揮しております。

Qさとう由美 ネットワーク化には色々なレベルがあり、もっと能動的な実務担当者レベルのネットワークが必要。被害者の支援に精通した精神科医、臨床心理士は限られており、医師会等の協力で精神科医等のリストを取りまとめて被害者や支援者がそのニーズに応じてアクセスできる仕組みをつくるべきでは？

A人権部長 東京都総合相談窓口では、精神科医や臨床心理士のカウンセリングの必要性の判断を含めた支援プランを作成しております。被害者と最初に接する医療機関において適切な対応を行うことが被害者に安心感を与え、回復に向けた第一歩になると考えております。

居住の安定・経済的支援を

Qさとう由美 自宅が現場になる場合もあり、居住の安定も重要な支援です。都の六泊七日の一時住居の制度はもっと使いやすい運用が求められますか？

A人権部長 一時居所の提供は、回復に向けた第一歩。警察、都民センターと連携のもと被害者の立場に立って制度を運用してまいります。なお、都外に住む親族の同宿が可能と制度改正しました。

Qさとう由美 治療費や旅費、移転費など支出が急増し、仕事ができなくなつて収入が減少する中、一時金、生活資金支援制度が求められていますか？

A人権部長 国では、犯罪被害者等給付金の拡充及び新たな保障制度の創設、裁判所に出廷する際の旅費、負担軽減などについて検討しております。

犯罪被害者等基本条例の議員提案に向けて準備しています

犯罪被害者に誰しもがなり得ることです。そうした当事者の声にそれぞれが耳を傾けて、まず理解をして寄り添っていくことが求められています。各区市町村で犯罪被害者支援施策の立ち上げの段階を越え、計画を実行、支援拡充に向けて取り組みを進めていくべきです。

さとう由美的視点

地方分権の推進

大切なのは、住民に必要なサービスをあまねく届けること

都と区市町村の連携

Qさとう由美 地域主権改革推進一括法が4月に施行されるにあたり、権限移譲後、事務処理と住民サービスの課題に対して、事業毎に東京都は検証する必要がありますが、どう取り組みますか？

A行政部長 都は建築確認事務や騒音規制に関する事務などを移譲後においても区市町村からの照会や相談には隨時対応し、区市町村をフォローアップし円滑な事務執行を支援しているところです。

新たな行政課題が発生する中、都は区市町村の自治の支援、行政技術の高度化、政府間の媒介調整が求められています。地域特性に応じた施策をすすめられるよう、都は補助事業の立ち上げや人材育成などバックアップすべきです。

さとう由美的視点

東京都全庁あげての取り組みを

Qさとう由美 「住民生活に光をそぞろ交付金」では、担当課が情報を持っていなかった。経由庁としての役割を担った総務局は施策立案に向けて情報提供するといった全庁横断させる取り組みが必要では？

A行政部長 これまで以上に現場からの発想にもとづいて各局が最大限の力を発揮し、各局各分野に横ぐしを刺した都としての総合力をもって区市町村とも連携し、課題の解決に向けて努めます。

いま、事務配分と特別区の区域のあり方、税財政制度など都区のあり方を根本的かつ発展的に検討する都民のあり方検討委員会が設置されています。行政の効率化もありますが、やはり住民に必要なサービスをあまねく届けるような体制を考えるのが原点です。

さとう由美的視点